



1. 香港市場の概況

香港証券取引所



時価総額**50**兆香港ドル(**705**兆円) (2021年6月末現在)

東京証券取引所の時価総額は716兆円 (2021年6月末現在)

2つの市場



• Main Board: 大型優良企業向け市場

上場企業数(2021年6月末): 2,193社

2020年IPO数:146社

• GEM:中小規模企業向け市場

上場企業数(2021年6月末): 364社

2020年IPO数:8社

使用為替レート: 14.2円/香港ドル

世界有数のIPO資金調達額



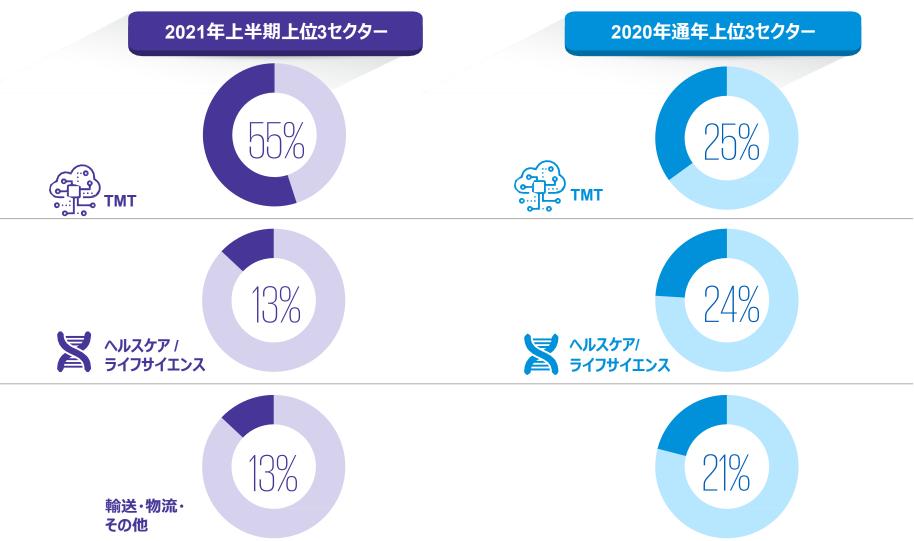
ランク	証券取引所	2021年上半期 資金調達額 (十億US\$)
1	ナスダック株式市場	46.4
2	ニューヨーク証券取引所	28.3
3	香港証券取引所	26.0
4	上海証券取引所	20.6
5	ロンドン証券取引所	13.1

ランク	証券取引所	2020年 資金調達額 (十億US\$)
1	ナスダック株式市場	57.8
2	香港証券取引所	51.2
3	上海証券市場	51.0
4	ニューヨーク証券取引所	34.4
5	深圳証券取引所	18.8

出所: HKEX (香港証券取引所)・東京証券取引所ウェブサイト、Bloombergを基にKPMG作成



香港IPOのセクタートレンド(調達額ベース)





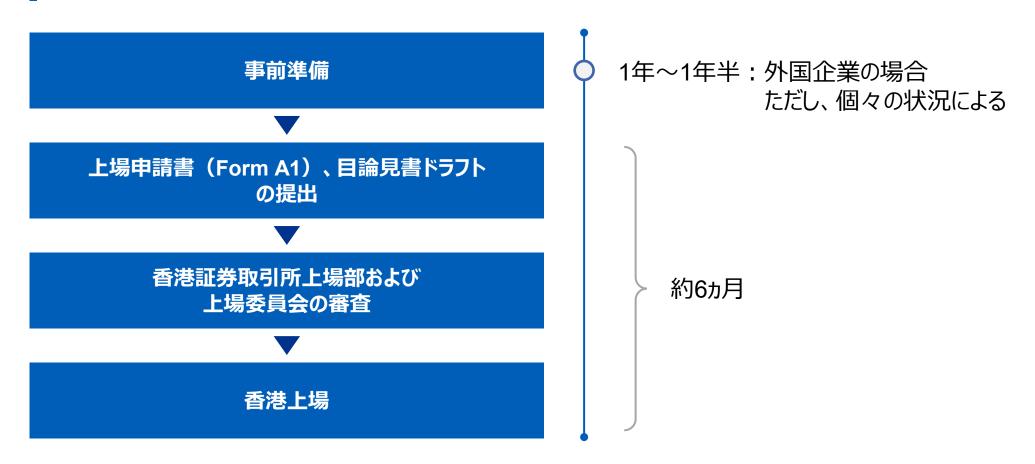
2. 香港上場準備

香港上場への4つのステップ

上場市場の選定「Main Boardか? GEMか?」 Step 01 上場形態の決定「プライマリー上場か? セカンダリー上場か?」 香港上場 上場主体の決定と組織再編の検討「上場主体は日本法人か否か?」 全体計画の作成 ● 上場手法の選定「原株上場か? HDR上場か? | Step 02 社内体制の整備 上場プロジェクト 監查法人 主幹事証券会社 法律事務所 外部専門家の起用 体制の整備 主幹事証券会社による上場支援 Step 03 上場申請書(Form A1)、目論見書等の必要書類の作成 上場準備作業の 法務デューデリジェンス 開始 連結財務諸表の作成と監査の実施 Step 04 上場申請書(Form A1)、目論見書ドラフトの提出 香港証券取引所上場部および上場委員会の審査 上場申請および 上場 香港上場



事前準備から香港上場までの主なスケジュールと所要期間の目安





3. 香港上場に向けた主な課題



上場主体の決定と組織再編

課題 01



日本と香港の法制度の差異の解消



IFRS®基準による連結財務諸表の作成と決算期の変更



課題 04

独立非業務執行取締役の選任

課題 03

KPMG

4. 香港市場への上場要件

主要な上場要件(1/2)

使用為替レート:14.円/香港ドル

項目	Main Board	GEM
設立後経過年数	3年	2年
財務基準	以下の(ア)(イ)(ウ)の要件のうち、 いずれかを 満たすこと (ア)利益基準 過去3年間の会計年度における利益累計額50百万香港ドル(700百万円)(直近年度に20百万円香港ドル(280百万円)、それ以前の2年間に合計30百万香港ドル(420百万円))、かつ、時価総額(上場時)500百万香港ドル(7,000百万円)以上 (イ)時価総額/売上高基準時価総額(上場時)4,000百万香港ドル(56,000百万円)以上、かつ、売上高(直近年度)500百万香港ドル(7,000百万円)以上 (ウ)時価総額/売上高/CF基準時価総額(上場時)2,000百万香港ドル(28,000百万円)以上、かつ、売上高(直近年度)500百万香港ドル以上(7,000百万円)、かつ、直近3会計年度の営業CF累計額が100百万香港ドル(1,400百万円)以上	以下(ア)(イ) 両方 の条件を満たすこと (ア) 時価総額基準時価総額(上場時) 150百万香港ドル(2,100百万円)以上 (イ) CF基準直近2会計年度の営業CF合計が30百万香港ドル(420百万円)以上



主要な上場要件 (2/2)

使用為替レート:14.円/香港ドル

項目		Main Board	GEM
経営と株主の 継続性		経営陣が過去3年間以上継続直近の監査済み会計年度におけるオーナーシップ および支配株主の継続	経営陣が過去2年間以上継続直近の監査済み会計年度におけるオーナーシップ および支配株主の継続
流	通株時価総額	12,500万香港ドル(約17.5億万円)以上	4,500万香港ドル(約6.3億円)以上
	:場時の募集・ 売出し対象	全対象のうち最低10%を公衆へ販売	同左
株	浮動株数	浮動株数が株式総数の25%以上*1	同左
株主分布状況	株主数	300名以上	100名以上
	持株割合	上位3名の株主が所有する浮動株数が浮動株総 数の50%以下	同左

*1:時価総額が100億香港ドル(約1,400億円)超の場合は、浮動株比率が15%以上まで許容



5. 上場後の財務諸表開示義務とロックアップ期間

上場後の財務諸表開示義務

- 香港証券取引所に上場後も、精度の 高い財務情報を提供し、投資家を 保護することを目的として、決算日後の 一定期間内で下記の財務諸表の開示 義務がある
- 会計士事務所による会計監査が義務付けられているのは、年次報告書についてのみ。半期報告書、四半期報告書に対する会計士事務所によるレビュー手続きの実施は任意
- 上記以外にも、投資判断に重要な影響を与える情報について、香港証券取引所および投資家に対して、適時に通知、開示することが要求される

項目		Main Board	GEM
年次	報告書	4ヵ月以内	3ヵ月以内
十八	決算発表	3ヵ月以内	3ヵ月以内
半期	報告書	3ヵ月以内	45日以内
十知	決算発表	2ヵ月以内	45日以内
m N/ #8	報告書	任意	45日以内
四半期	決算発表	任意	45日以内



ロックアップ期間

支配株主(直接もしくは間接に30%以上の議決権を有する株主、または実質的に取締役会の過半数を選任できる株主)には、市場で株式の売却ができないロックアップ(Lock-Up)期間あり

項目	Main Board	GEM	備考
第1ロックアップ 期間	6ヵ月	1年	上場日から起算した期間 一切の株式売却不可
第2ロックアップ 期間	6ヵ月	1年	第1ロックアップ期間後の期間 議決権が30%未満となるような売却不可



6. グローバル・キャピタルマーケット・アドバイザリーグループの サービス体制



香港チームメンバー Members and Contacts of Hong Kong Team

あずさ監査法人 香港チーム KPMG AZSA LLC Hong Kong Team



小宮 亮治 Ryoji





河野 匡伸 Masanobu Kono (大阪) パートナー Partner



川村 利洋 Toshihiro Kawamura ディレクター Director



satoshi.yoshino@jp.kpmg.com

吉野 悟史 Satoshi Yoshino ディレクター Director

ryoji.komiya@jp.kpmg.com masanobu.kono@jp.kpmg.com



菅原 正夫 Masao Sugahara ディレクター Director



masao.sugahara@jp.kpmg.com



alice.cheng@jp.kpmg.com

Chena シニアマネジャー Senior Manager



toshihiro.kawamura@jp.kpmg.com

Toshihiko シニアマネジャー Senior Manager

toshihiko.yagi@jp.kpmg.com KPMG中国 香港チーム KPMG in China Hong Kong Team



ポール ラウ Paul Lau パートナー Partner

paul.k.lau@kpmg.com



Roy Leuna パートナー

ロイ レオン



Chu パートナー

アイリーンチュウ



Hoshivuki Takahashi シニアマネジャー Senior Manager

roy.leung@kpmg.com irene.chu@kpmg.com



hoshiyuki.takahashi@kpmg.com



見谷太郎 Taro Mitani マネジャー Manager

taro.mitani@kpmq.com



KPMGジャパン グローバル・キャピタルマーケット・アドバイザリーグループ 03-3548-5140 global_capitalmarket@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。